

# 鋼船規則

## 鋼船規則検査要領

C 編

船体構造及び船体艤装

鋼船規則 C 編  
鋼船規則検査要領 C 編

2022 年 第 1 回 一部改正  
2022 年 第 1 回 一部改正

2022 年 6 月 30 日 規則 第 30 号 / 達 第 16 号  
2022 年 1 月 26 日 技術委員会 審議  
2022 年 5 月 25 日 国土交通大臣 認可

**ClassNK**  
一般財団法人 日本海事協会

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (\*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

# 鋼船規則

規則

C 編

船体構造及び船体艤装

2022 年 第 1 回 一部改正

2022 年 6 月 30 日 規則 第 30 号

2022 年 1 月 26 日 技術委員会 審議

2022 年 5 月 25 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (\*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

## C 編 船体構造及び船体艤装

### 改正その1

## 27章 艤装

### 27.1 アンカー，チェーン

#### 27.1.6 ウィンドラス及び制鎖器の船体支持構造

-3.を次のように改める。

-3. 船体支持構造は，ネット寸法を用いて評価しなければならない。有限要素解析によって強度評価を行う場合は，**27.2.3-5**の規定を準用する。腐食予備厚は~~2.0 mm~~とする**27.2.7**によること。

### 27.2 曳航及び係留のための設備

#### 27.2.7 腐食予備厚

(1)を次のように改める。

曳航設備，係留設備，その台座及び基部並びに船体支持構造の腐食予備厚は次の(1)から(3)に掲げるものとしなければならない。ただし，本会が適当と認める規格の曳航及び係留設備であって，規格内で腐食予備厚を考慮している場合はこの限りではない。

- (1) 船体支持構造：total 2.0 mm。コンテナ運搬船であって，ネット寸法手法により寸法が決定した部材にあつては，**32.1.3**に規定する腐食予備厚を用いることができる。CSR-B&T 編を適用する船舶にあつては，CSR-B&T 編 1 編 3 章 3 節に規定する腐食予備厚を用いること。
- (2) 本会が適当と認める規格に従った曳航設備及び係留設備の一部ではない台座及び基部：total 2.0 mm
- (3) 本会が適当と認める規格に従わない曳航設備及び係留設備：total 2.0 mm

## 附 則 (改正その1)

1. この規則は、2022年6月30日から施行する。
2. 2022年1月1日前に建造契約\*が行われた船舶にあっては、この規則による規定に関わらず、なお従前の例による。  
\* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

### IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

#### 英文 (正)

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
  - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
  - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

#### Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

#### 仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号(船番等)は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
  - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
  - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。

オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。

3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

#### 備考:

1. 本 PR は、2009年7月1日から適用する。

## 23章 ブルワーク、ガードレール、放水設備、舷側諸口、丸窓、角窓、 通風口及び歩路

### 23.1 ブルワーク及びガードレール

#### 23.1.1 一般\*

-2.(3)を次のように改める。

- 1. すべての暴露甲板のまわりには、有効なブルワーク又はガードレールを設けなければならない。
- 2. 前-1.のガードレールは、以下の規定によること。
  - (1) ガードレールの支柱は、約 1.5m の間隔で備え付けなければならない。取り外し式又はヒンジ式支柱の場合は、直立状態で固定できなければならない。
  - (2) 支柱は、少なくとも 3 本毎に肘板又はステイにより支持するか、又は、本会が適当と認める措置を講じなければならない。
  - (3) 船舶の通常の運用の妨げになる場合であって、制限された長さに関し、ガードレールの代わりにワイヤロープを用いてもよい。ただし、ワイヤロープは必要に応じてターンバックルにより張り詰めた状態にしなければならない。
  - (4) 船舶の通常の運用の妨げになる場合であって、2 本の固定支柱及び/又はブルワークの間に設けられる場合に限り、ガードレールの代わりにチェーンを用いてもよい。

### 附 則（改正その2）

1. この規則は、2022年7月1日から施行する。

# 鋼船規則検査要領

C 編

船体構造及び船体艤装

要  
領

2022 年 第 1 回 一部改正

2022 年 6 月 30 日 達 第 16 号

2022 年 1 月 26 日 技術委員会 審議

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

## C 編 船体構造及び船体艤装

### C23 ブルワーク，ガードレール，放水設備，舷側諸口，丸窓，角窓，通風口及び歩路

#### C23.7 歩路

##### C23.7.1 一般

-2.を次のように改める。

-2. 表 C23.7.1-1.において、a～fは設備の種類、1)～25)は設備の位置を表し、次による。

(a から c は省略)

d：鋼製保護索又はこれと同等のハンドレール

~~網索の径は 10 mm 以上とし、支柱または倉口縁材により 10 m を超えない間隔で支持し、索を確実に緊張状態に保つこと。又は、単一のハンドレールを倉口縁材に設ける。ただし、倉口の間等倉口縁材がない箇所では、他の適当な支持装置を設ける。~~

10 m 以内の間隔で設置された支柱により支持された、直径 10 mm 以上の鋼製保護索、又は、倉口の間で連続的かつ適切に支持され、かつ、倉口縁材に取り付けられた単一のハンドレールもしくは鋼索とすること。

(e から f は省略)

(1) から 5) は省略)

-3.を次のように改める。

-3. 前-1.の設備は、次のことに注意する。

(1) ワイヤロープを取り付ける場合には、張りを確保するためにターンバックルを備える。

~~(2)~~ 船舶が通常の運用の妨げになる場合であって、制限された長さに限り、ガードレールの代わりにワイヤロープが認められる。

~~(3)~~ 2本の固定支柱の間に設けられる場合のみ、ガードレールの代わりにチェーンが認められる。

~~(4)~~ 支柱を設ける場合には、少なくとも支柱3本毎に支柱を支持する肘板またはステイを設ける。

(45) 取り外し式またはヒンジ式支柱の場合は、直立状態で固定できなければならない。

~~(5)~~ パイプライン等通行上障害となるものが当該設備内にある場合には、障害物を交わすことの出来るステップ等の設備を設ける。

(67) 一般に歩路の幅は、1.5 m 以下とする。

#### 附 則

1. この達は、2022年7月1日から施行する。